

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の方針</p> <p>第 1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第 2 条第 3 号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。))により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>なお、この計画は、その他の放射性物質または放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2、第 3 （略）</p> <p>第 4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>また、UPZにおいては、原子力緊急事態（原災法第 2 条第 2 号に規定する原子力緊急事態をいう。以下同じ。）となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施することとする。</p> <p>イ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p>	<p>福井県地域防災計画（原子力災害対策編）</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の方針</p> <p>第 1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）および原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第 2 条第 3 号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。))により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>なお、この計画は、その他の放射性物質または放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2、第 3 （略）</p> <p>第 4 計画を定めるに当たっての基本方針</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>また、UPZにおいては、<u>全面緊急事態</u>となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施する。</p> <p>イ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZおよびUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p>(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(7) 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。</p> <p>【警戒事態（第1段階）】</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者（傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時に援護を必要とする者をいう。以下同じ。）等の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、PAZ関係市町および関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</p> <p>【施設敷地緊急事態（第2段階）】</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、災害時要援護者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。</p> <p>【全面緊急事態（第3段階）】 （略）</p> <p>② 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p>	<p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>(7) 緊急事態区分および緊急時活動レベル（EAL）</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）および全面緊急事態（第3段階）の3段階に区分する。</p> <p>【警戒事態（第1段階）】</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、<u>施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。））、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）</u>の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、PAZ関係市町および関係防災機関は、PAZ内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。</p> <p>【施設敷地緊急事態（第2段階）】</p> <p>原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、県、関係市町および関係防災機関は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、PAZ内において、<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。</p> <p>【全面緊急事態（第3段階）】 （略）</p> <p>② 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があるが、緊急事態区分と当面のEALの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。</p>	<p><u>原子力施設ごとのEALは、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するEALの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表2のとおりとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行		改定案													
<p>表2 緊急事態の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>事象の内容（現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 （第1段階）</td> <td> ① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県において、大津波警報が発令された場合 ③ 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合（想定される具体例） ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満となった場合 ・自然災害により以下の状況となった場合 -プラントの設計基準を超える事象の発生 -長時間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象の発生 ④ その他国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> </tr> <tr> <td>施設敷地 緊急事態 （第2段階）</td> <td> ① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨ 原子炉制御室の使用不能 </td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 （第3段階）</td> <td> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間放射線量率$5\mu\text{Sv/h}$が10分以上継続（落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。） </td> </tr> </tbody> </table>		緊急事態区分	事象の内容（現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL）	警戒事態 （第1段階）	① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県において、大津波警報が発令された場合 ③ 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合（想定される具体例） ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満となった場合 ・自然災害により以下の状況となった場合 -プラントの設計基準を超える事象の発生 -長時間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象の発生 ④ その他国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	施設敷地 緊急事態 （第2段階）	① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨ 原子炉制御室の使用不能	全面緊急事態 （第3段階）	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間放射線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続（落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。）	<p>表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み</p> <p>1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 【日本原子力発電(株)敦賀発電所1号機】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 （第1段階）</td> <td> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> </tr> </tbody> </table>		緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 （第1段階）	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合
緊急事態区分	事象の内容（現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL）														
警戒事態 （第1段階）	① 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ② 福井県において、大津波警報が発令された場合 ③ 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合（想定される具体例） ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満となった場合 ・自然災害により以下の状況となった場合 -プラントの設計基準を超える事象の発生 -長時間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象の発生 ④ その他国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合														
施設敷地 緊急事態 （第2段階）	① 原子炉冷却材の漏えい ② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③ 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤ 全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧ 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨ 原子炉制御室の使用不能														
全面緊急事態 （第3段階）	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤ 原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧ 炉心の熔融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪ 原子炉制御室等の使用不能 ⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬ 敷地境界の空間放射線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続（落雷および明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。）														
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL														
警戒事態 （第1段階）	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災または溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統または機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑬ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑭ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合														

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2742 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 432 1727 1829"> <p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p> </td> <td data-bbox="1727 432 2742 1829"> <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑪ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 432 1727 1793">全面緊急事態 (第3段階)</td> <td data-bbox="1727 432 2739 1793"> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<p>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <u>【日本原子力発電(株)敦賀発電所2号機、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 478 1727 520">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 478 2736 520">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 520 1727 1474">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="1727 520 2736 1474"> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑬ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑬ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑬ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1534 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1534 432 1727 1623"> <p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p> </td> <td data-bbox="1727 432 2739 1623"> <p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 390 1724 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1724 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 432 1724 1692"> <p>全面緊急事態 (第3段階)</p> </td> <td data-bbox="1724 432 2739 1692"> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
<p>全面緊急事態 (第3段階)</p>	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p> <p>⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。</p> <p>⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<p>3. ナトリウム冷却型高速炉（規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） <u>【(独) 日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センター】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 447 1727 489">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 447 2742 489">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 489 1727 1171">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="1727 489 2742 1171"> <ul style="list-style-type: none"> ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失する恐れがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑧ 福井県において、大津波警報が発令された場合 ⑨ 国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 432 1727 1623">施設敷地 緊急事態 (第2段階)</td> <td data-bbox="1727 432 2739 1623"> <p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<p>① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p> <p>② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑨ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑩ 原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1534 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1534 432 1727 1587">全面緊急事態 (第3段階)</td> <td data-bbox="1727 432 2739 1587"> <p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
全面緊急事態 (第3段階)	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）によって原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。</p> <p>③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の温度を検知すること。</p> <p>⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>⑨ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<p>4. <u>使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉施設（照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く。</u> <u>【(独) 日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター】</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 447 1727 485">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 447 2739 485">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 485 1727 1102">警戒事態 (第1段階)</td> <td data-bbox="1727 485 2739 1102"> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</u> ③ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u> ④ <u>原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u> ⑤ <u>重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</u> ⑥ <u>福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</u> ⑦ <u>福井県において、大津波警報が発令された場合</u> ⑧ <u>国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</u> ⑨ <u>当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</u> ⑩ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</u> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</u> ③ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u> ④ <u>原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u> ⑤ <u>重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</u> ⑥ <u>福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</u> ⑦ <u>福井県において、大津波警報が発令された場合</u> ⑧ <u>国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</u> ⑨ <u>当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</u> ⑩ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</u>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、または外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> ② <u>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</u> ③ <u>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u> ④ <u>原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u> ⑤ <u>重要区域において、火災または溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</u> ⑥ <u>福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</u> ⑦ <u>福井県において、大津波警報が発令された場合</u> ⑧ <u>国が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合</u> ⑨ <u>当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）</u> ⑩ <u>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合</u> 				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1537 432 1727 1283"> <p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p> </td> <td data-bbox="1727 432 2739 1283"> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
<p>施設敷地 緊急事態 (第2段階)</p>	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないことまたは当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1534 390 1727 432">緊急事態区分</th> <th data-bbox="1727 390 2739 432">緊急事態を判断するEAL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1534 432 1727 1213"> <p><u>全面緊急事態 (第3段階)</u></p> </td> <td data-bbox="1727 432 2739 1213"> <p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL	<p><u>全面緊急事態 (第3段階)</u></p>	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL				
<p><u>全面緊急事態 (第3段階)</u></p>	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項および実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項または研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項および研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、または当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失することまたは原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>				

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(イ) (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務</p> <p>第1 福井県 (36) 関係市町の原子力防災対策に関する指示、指導、助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第7 指定地方行政機関 4 近畿厚生局 (2) 原子力災害時における国立病院収用患者の医療等の指示調整 7 近畿中国森林管理局 総務課 8 近畿経済産業局 資源エネルギー環境課 (1) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保、物価の安定 (2) 原子力事業所の安全確保および防災に関する協力</p> <p>9 中部経済産業局 (1) 原子力事業所の安全確保および防災に関する協力</p> <p>14 東京管区气象台(福井地方气象台) 防災業務課 (1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供 (3) 緊急時モニタリング体制への協力</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 指定公共機関および指定地方公共機関 4 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸支社 5 KDDI(株) 北陸総支社</p> <p>6 (社) 福井県医師会</p> <p>8 日本通運(株) 福井支店</p>	<p>(イ) (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務</p> <p>第1 福井県 (36) 関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言および協力 (37) 関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等</p> <p>第2～第6 (略)</p> <p>第7 指定地方行政機関 4 近畿厚生局 (2) 原子力災害時における国立病院収容患者の医療等の指示調整 7 近畿中国森林管理局 企画調整課 8 近畿経済産業局 総務課 (1) 原子力災害の情報収集および対応に関する協力 (2) 電力・ガスの供給の確保および復旧支援 (3) 防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 (4) 中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応</p> <p>9 中部経済産業局 (1) 原子力災害の情報収集及び対応に関する協力 (2) 電気の応急・復旧</p> <p>14 東京管区气象台(福井地方气象台) 防災担当 (1) 気象状況の把握 (2) 気象に関する資料・情報の提供</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 指定公共機関および指定地方公共機関 4 (株)NTTドコモ北陸支社 5 KDDI(株) 北陸総支社 6 ソフトバンクモバイル(株) 地域総務部(北陸) (1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧 ソフトバンクテレコム(株) 地域総務部(北陸) 7 (一社) 福井県医師会 以下番号繰り下げ 9 自動車輸送機関 ・日本通運(株) 福井支店 ・福山通運(株) 福井支店 ・佐川急便(株) 本社(中日本)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>13 研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独) 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独) 原子力安全基盤機構 ・(独) 放射線医学総合研究所 <p>14 (財) 福井原子力センター</p> <p>15 ガス関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(社) 福井県エルピーガス協会 <p>第3節 広域的な活動協力体制 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 緊急事態応急対策等拠点施設の整備</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県は、国の協力を得て、原子力防災センターが自然災害等で機能不全になったときに備え、代替施設を整備するものとする。</p> <p>また、県は、原子力防災センターから代替施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>第5 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、国の原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の出遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>・ヤマト運輸(株) 福井主管支店</p> <p>・濃飛西濃運輸(株) 福井支店</p> <p>14 研究機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独) 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター ・(独) 放射線医学総合研究所 <p>15 (公財) 福井原子力センター</p> <p>16 ガス関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社) 福井県エルピーガス協会 <p>第3節 広域的な活動協力体制 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力防災体制の整備</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 緊急事態応急対策等拠点施設の整備</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県は、国の協力を得て、原子力防災センターが自然災害等で機能不全になったときに備え、代替施設を整備するものとする。</p> <p>また、県は、<u>国の協力を得て</u>、原子力防災センターから代替施設への移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>第5 緊急事態応急体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県は、原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、<u>原子力災害合同対策協議会機能班</u>への参画準備等、あらかじめ職員の出遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(9) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制 県は、原子力事業者から警戒事態または施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>(10) ～(13) (略)</p> <p>(14)迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え ア 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 イ 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関および民間事業者との連携に努めるものとする。 ウ 県は、避難場所、避難施設、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	<p>(9) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制 県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に<u>備え</u>、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。</p> <p>(10) ～(13) (略)</p> <p>(14)迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え ア 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど<u>協力体制を構築し</u>、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 イ 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、<u>公的機関・供給事業者の保有量を把握した上で</u>、不足が懸念される場合には、関係機関および民間事業者との連携に努めるものとする。 ウ 県は、<u>避難所</u>、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>
<p>第6 (略)</p>	<p>第6 (略)</p>
<p>第7 避難収容活動体制の整備</p> <p>(1) 避難計画の作成 県は、関係市町に対し、国、関係機関および原子力事業所の協力の<u>下</u>、屋内退避および避難誘導計画の作成について支援するものとする。</p> <p>(2) 避難所等の整備 ア 避難所等の整備 県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等の公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング（居住者、車両、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定し、防災機関に対して周知するよう助言するものとする。 また、県は避難場所の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者に十分配慮するものとする。 なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>イ 避難誘導用・移送用資機材・車両等の整備</p>	<p>第7 避難収容活動体制の整備</p> <p>(1) 避難計画の策定 県は、関係市町に対し、国、関係機関および原子力事業所の協力の<u>下</u>、屋内退避および避難誘導計画の策定について支援するものとする。</p> <p>(2) 避難所等の整備等 ア 避難所等の整備 県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等の公共的施設等を対象に、<u>避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言するものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</u> また、県は、<u>関係市町に対し、指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言するものとする。</u> なお、<u>避難所</u>として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>イ 避難誘導用・移送用資機材・車両等の確保</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。また、県は、関係市町と協力し、広域避難を想定した資機材・車両等を確保するものとする。</p> <p>ウ コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>県は、関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言するものとする。</p> <p>エ 応急仮設住宅等の整備</p> <p>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>オ、カ （略）</p> <p>キ 避難場所における設備等の整備</p> <p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>ク 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、指定された避難場所またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(3) 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県および関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、関係市町が避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。</p> <p>(6) 居住地以外の市町に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</p> <p>県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>(7) 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p>	<p>県は、関係市町等と協力し、広域避難も想定して、<u>避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</u></p> <p>ウ <u>コンクリート屋内退避施設</u>の整備</p> <p>県は、関係市町に対しコンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避<u>施設</u>の整備について助言するものとする。</p> <p>エ 応急仮設住宅の<u>供給体制等</u>の整備</p> <p>県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく<u>とともに</u>、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</p> <p>オ、カ （略）</p> <p>キ <u>避難所</u>における設備等の整備</p> <p>県は、<u>避難所</u>において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、<u>要配慮者</u>にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>ク 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県は、指定された<u>避難所</u>またはその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>避難所</u>として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>(3) 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>学校等施設の管理者は、県および関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<u>避難所</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は関係市町と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>県は、関係市町が<u>屋内退避または避難のための立退き</u>の勧告または指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう関係市町に対し助言するものとする。</p> <p>(6) 居住地以外の市町に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備</p> <p>県は、国と連携し、居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p> <p>(7) 警戒区域を設定する場合の計画の策定</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>県は、市町が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとし、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用および周辺道路の状況について十分に配慮するよう助言するものとする。</p> <p>(8) 避難場所、避難方法等の周知</p> <p>県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町および原子力事業者と連携の上、警戒事象および特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(9) 災害時要援護者に対する退避等体制については、本章第12節「災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。</p>	<p>県は、市町が警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援するものとし、警戒区域における立入規制に必要な資機材（パイプ柵等）の活用および周辺道路の状況について十分に配慮するよう助言するものとする。</p> <p>(8) <u>避難所等</u>、避難方法等の周知</p> <p>県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング（<u>居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。</u>）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、<u>バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。</u>）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を関係市町、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、関係市町および原子力事業者と連携の上、<u>情報収集事態（所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）</u>および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>(9) <u>要配慮者</u>に対する退避等体制については、本章第12節「<u>要配慮者に配慮した原子力災害事前対策</u>」によるものとする。</p>
<p>第8 緊急輸送活動体制および交通体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）および集積拠点について把握し、点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、県警察その他関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>第8 緊急輸送活動体制および交通体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）および集積拠点について把握し、点検するものとする。また、県は、<u>国</u>と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、県警察その他関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、<u>指定公共機関その他の関係機関等</u>に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>
<p>第9 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救助・救急機能の強化</p> <p>県は国と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 物資の調達、供給活動</p> <p>ア 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、</p>	<p>第9 救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 救助・救急機能の強化</p> <p>県は<u>国および原子力事業者</u>と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 物資の調達、供給活動<u>体制の整備</u></p> <p>ア 県は、国、関係市町および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>イ、ウ （略）</p> <p>(7) （略）</p> <p>第10 （略）</p> <p>第11 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限または摂取制限を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第12 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p> <p>第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(略)</p>	<p>し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または<u>避難所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>イ、ウ （略）</p> <p>(7) （略）</p> <p>第10 （略）</p> <p>第11 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 飲食物の出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の出荷制限または摂取制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第12 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>県は、災害発生時の災害対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための<u>立退き</u>の勧告または指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。</p> <p>第2節 原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員等の届出の受理</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力防災専門官および地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第4節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県における研修</p> <p>(1)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象予測や大気中拡散予測の活用に関する知識</p> <p>カ、キ (略)</p> <p>ク 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識</p> <p>ケ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第3、第4 (略)</p> <p>第5節 情報収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信連絡設備等の整備</p> <p>(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備</p> <p>原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県および市町の防災行政無線の整備を行うとともに、ヘリコプター、車両など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段を確保するなど緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>ア 専用回線網の整備</p> <p>(ア) 県と国および関係市町との間の専用回線網の整備</p> <p>県および国は、緊急時における県と国および県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 県における研修</p> <p>(1)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象予測および大気中拡散予測</u>の活用に関する知識</p> <p>カ、キ (略)</p> <p>ク 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識</p> <p>ケ (略)</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>第3、第4 (略)</p> <p>第5節 情報収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 通信連絡設備等の整備</p> <p>(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備</p> <p>原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、県および市町の防災行政無線の整備を行うとともに、ヘリコプター、車両など多様な媒体の活用や機動性のある緊急通信手段を確保するなど緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。また、<u>電気</u>通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>ア 専用回線網の整備</p> <p>(ア) 県と国および関係市町との間の専用回線網の整備</p> <p><u>県は、国と連携し、</u>緊急時における県と国および県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備</p> <p>(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備</p> <p>ア 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するものとする。</p> <p>(7) 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</p> <p>(イ) 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先</p> <p>(ウ) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</p> <p>(エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</p> <p>イ～ケ （略）</p> <p>(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じ、住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>さらに、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設および装備の整備を図るものとする。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国および関係市町と連携し、災害時要援護者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>カ 災害時要援護者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。</p> <p>さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。</p>	<p>第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備</p> <p>(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備</p> <p>ア 県と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <p>また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、<u>国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他関係機関等</u>に周知するものとする。</p> <p>(7) <u>原子力事業者</u>からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）</p> <p>(イ) 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先</p> <p>(ウ) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）</p> <p>(エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）</p> <p>イ～ケ （略）</p> <p>(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 県は、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、<u>情報収集事態および警戒事態発生後の経過</u>に応じ、<u>周辺住民等</u>に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>さらに、原子力防災センターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 県は、<u>国と連携し</u>、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線、広報車両等の施設および装備の整備を図るものとする。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 県は、原子力災害の特殊性に鑑み、国および関係市町と連携し、<u>要配慮者</u>および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より<u>これらの者</u>に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>カ <u>要配慮者</u>に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。</p> <p>さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急時モニタリング体制の確立 「警戒事態」発生後、県は「福井県モニタリング本部」を設置し、「施設敷地緊急事態」発生までの間、県および原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施するものとする。 「施設敷地緊急事態」発生後は、国（原子力規制委員会）の統括により、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施する。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行う。 県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制および適切な精度の測定能力の維持に努めるものとする。そのために、県は、国、関係市町、関係府県および原子力事業者と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p> <p>第3 緊急時モニタリング計画の策定 県は、指針や国の定めるマニュアル等に基づき、国および原子力事業者の協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。 なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、指針および原子力災害対策マニュアルを主たる根拠とするものとする。</p> <p>第4 環境モニタリング設備・機器類の整備 県は、平常時または緊急時における周辺環境の放射線および放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境モニタリング設備および機器、環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。 また、県は原子力防災センターに国の統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力するものとする。</p> <p>第5 緊急時モニタリング要員の確保 国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員およびその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急時モニタリング体制の確立 「警戒事態」発生後、県は「福井県モニタリング本部」を設置し、県および原子力事業者等が連携して<u>平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備</u>を実施する。 「施設敷地緊急事態」発生後は、国（原子力規制委員会）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、<u>国（原子力規制委員会および関係省庁）、県、関係府県、原子力事業者および関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</u> 県は、緊急時に原子力施設から放出された放射性物質または放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、<u>平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。</u> 県は、国、関係市町、関係府県、<u>原子力事業者および関係指定公共機関と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保および訓練を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。</u></p> <p>第3 緊急時モニタリング計画の作成 県は、指針等に基づき、<u>国、原子力事業者および関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。</u></p> <p>第4 モニタリング資機材等の整備・維持 県は、平常時の<u>環境放射線モニタリングおよび緊急時モニタリングを適切に実施</u>するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型の<u>モニタリング用資機材、環境試料分析装置ならびに携帯電話等の連絡手段等</u>を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。</p> <p>第5 要員の確保 国は、緊急時モニタリングのための<u>要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員およびその役割等をあらかじめ定めておく。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6 緊急時モニタリングの体制および役割 県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの設置・運営に協力するものとする。緊急時モニタリングセンターは国が指揮する。</p> <p>第7 緊急時システム (1) 県は、国、指定公共機関および原子力事業者と連携し、平常時から気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（SPEED I ネットワークシステム等）に係る機器や、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>(2) 県および原子力事業者は、国と連携し、環境放射線監視情報、放射性核種分析結果、気象測定情報等を原子力防災センターにデータ電送するシステムを整備・維持するものとする。</p> <p>第8 関係機関との協力体制の整備 (1) 県は、緊急時モニタリング計画で整理された国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関する定期的な連絡会、訓練および研修を通じて、常に連携強化を図るものとする。</p> <p>(2) 県は、国、指定公共機関および原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員の受入体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、関係市町、関係府県、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>第7節 緊急被ばく医療体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急被ばく医療体制の確立 (1) （略） (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備 県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに広島大学、放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）のネットワーク化を図るものとする。</p> <p>(3) 救急医療班の整備 県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第6 緊急時システム (1) 県は、国、<u>関係指定公共機関</u>および原子力事業者と連携し、平常時から気象予測や放射性物質の大気中拡散予測（SPEED I ネットワークシステム等）に係る機器や、環境放射線監視テレメータシステムなどの測定情報システムを整備・維持するものとする。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</p> <p>(2) 県および原子力事業者は、国と連携し、環境放射線監視情報、放射性核種分析結果、気象測定情報等を原子力防災センターにデータ電送するシステムを整備・維持するものとする。</p> <p>第7 訓練等を通じた測定品質の向上 県は、<u>平常時から</u>国、原子力事業者および<u>関係指定公共機関等</u>と緊急時モニタリングに関する定期的な連絡会、訓練および研修を通じて<u>意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</u></p> <p>第7節 緊急被ばく医療体制の整備</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 緊急被ばく医療体制の確立 (1) （略） (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備 県は、災害時において、医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療情報システムを活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに放射線医学総合研究所、<u>高度な</u>被ばく医療に対応可能な<u>医療機関等</u>のネットワーク化を図るものとする。</p> <p>(3) 救急医療班の整備 県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される放射線障害専門病院等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される<u>放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフ</u>からなる<u>被ばく医療に係る医療チーム派遣</u>の要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>
<p>第3 緊急被ばく医療資機材等の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内およびP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>ア 事前配布体制の整備</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ)、(エ) (略)</p> <p>イ 緊急時における配布体制の整備</p> <p>(7) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>(イ) 県は、関係市町と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>	<p>第3 緊急被ばく医療資機材等の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の<u>住民等</u>およびP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、<u>速やかに</u>安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>ア 事前配布体制の整備</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町<u>および関係医療機関</u>と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ)、(エ) (略)</p> <p>イ 緊急時における配布体制の整備</p> <p>(7) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難<u>や屋内退避等</u>を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。</p> <p>(イ) 県は、関係市町と連携し、避難<u>や屋内退避等</u>を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援の<u>下</u>、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>
<p>第4、第5 (略)</p>	<p>第4、第5 (略)</p>
<p>第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信</p>	<p>第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 災害時要援護者への配慮 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 災害時要援護者に対する防災知識の普及 災害時要援護者に対する防災知識の普及については、本章第 1 2 節「災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 災害に関する資料の公開 県は、国および関係市町と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第 9 節 原子力防災訓練等の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 防災訓練の計画策定</p> <p>(1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定 県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行うものとする。 ア～シ (略)</p> <p>(2) 国と共同して行う防災訓練の計画策定 県は、国が原災法第 1 3 条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療措置訓練、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>	<p>第 1 (略)</p> <p>第 2 住民に対する防災知識の普及</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>要配慮者</u>への配慮 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>要配慮者</u>へ十分に配慮することにより、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) <u>要配慮者</u>に対する防災知識の普及 <u>要配慮者</u>に対する防災知識の普及については、本章第 1 2 節「<u>要配慮者に配慮した原子力災害事前対策</u>」によるものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 災害に関する資料の公開 県は、国および関係市町と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第 9 節 原子力防災訓練等の実施</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 防災訓練の計画策定</p> <p>(1) 県が主体となつて行う防災訓練の計画策定 県は、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の支援の<u>下</u>、次に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行うものとする。 ア～シ (略)</p> <p>(2) 国と共同して行う防災訓練の計画策定 県は、国が原災法第 1 3 条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、緊急時モニタリング訓練、緊急被ばく医療措置訓練、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、防災訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第 3 （略）</p> <p>第 4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価 県は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、関係市町、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。 県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、防災訓練終了後、国、原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。 県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。</p> <p>第 5、第 6 （略）</p> <p>第 7 防災訓練のための通行規制 県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、道路における歩行者または車両の通行を規制するものとする。</p> <p>第 8 災害時要援護者に対する配慮事項 災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第 1 2 節「災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。</p> <p>第 1 0 節 広域的相互応援体制の整備</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 関係機関との協定 県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。 (1) 放送要請 日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式</p>	<p>第 3 （略）</p> <p>第 4 実践的な防災訓練の工夫と事後評価 県は、防災訓練を実施するに当たり、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等<u>全面緊急事態</u>を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。<u>この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。</u> 県は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めを行うとともに、防災訓練終了後、国、原子力事業者等と協力し、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。 県は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。</p> <p>第 5、第 6 （略）</p> <p>第 7 防災訓練のための通行規制 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の<u>道路における通行を禁止し、または制限するものとする。</u></p> <p>第 8 要配慮者に対する配慮事項 <u>要配慮者</u>に対する配慮事項については、本章第 1 2 節「<u>要配慮者</u>に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。</p> <p>第 1 0 節 広域的相互応援体制の整備</p> <p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 関係機関との協定 県は、関係機関と締結している次の協定を、原子力災害時においても活用するものとする。 (1) 放送要請 日本放送協会福井放送局、福井放送株式会社、福井テレビジョン放送株式会社、福井エフエム放送株式</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>社、福井県ケーブルテレビ協議会および敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設 社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) その他 一般社団法人建設業連合会と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」 一般社団法人建築工業会と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</p>	<p>会社、福井県ケーブルテレビ協議会、<u>特定非営利活動法人たんなん夢レディオ</u>および敦賀FM放送株式会社それぞれと締結している「災害時における放送要請に関する協定」</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 応急仮設住宅建設、<u>賃貸住宅提供</u> <u>一般社団法人プレハブ建築協会と締結している「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」</u> <u>公益社団法人福井県宅地建物取引業協会と締結している「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) その他 一般社団法人<u>福井県建設業協会</u>と締結している「災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」および「広域災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定」 一般社団法人<u>福井県建築工業会</u>と締結している「災害時における県有建築物の応急対策業務等に関する協定」</p>
<p>第5 (略)</p>	<p>第5 (略)</p>
<p>第6 原子力事業者が締結している協定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関西電力株式会社原子力事業本部、日本原子力発電株式会社敦賀本部、独立行政法人日本原子力研究開発機構で確認している「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」</p>	<p>第6 原子力事業者が締結している協定等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関西電力株式会社原子力事業本部、日本原子力発電株式会社敦賀<u>地区</u>本部、独立行政法人日本原子力研究開発機構で確認している「若狭地域原子力事業者における原子力災害発生時等の連携に関する確認書」</p>
<p>第1 1 節 原子力発電所上空の飛行規制 (略)</p>	<p>第1 1 節 原子力発電所上空の飛行規制 (略)</p>
<p>第1 2 節 災害時要援護者に配慮した原子力災害事前対策</p>	<p>第1 2 節 <u>要配慮者</u>に配慮した原子力災害事前対策</p>
<p>第1 基本方針 原子力災害は、通常五感に感じないため、災害時要援護者には特に配慮が必要であることから、災害時要援護者に配慮した防災対策の推進を図る。</p>	<p>第1 基本方針 原子力災害は、<u>放射性物質または放射線による影響が通常五感に感じられないため、<u>要配慮者</u>には特に配慮が必要であることから、<u>要配慮者</u>に配慮した防災対策の推進を図る。</u></p>
<p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) 災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の整備 県は、災害時要援護者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等に</p>	<p>第2 災害応急体制の整備</p> <p>(1) <u>要配慮者</u>の避難誘導・移送体制等の整備 県は、<u>要配慮者</u>および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等につい</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ついて十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 災害時要援護者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>イ 災害時要援護者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町および関係機関等の情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>エ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。</p> <p>オ 関係市町に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の災害応急体制</p> <p>病院等医療機関の管理者は、県、関係市町等と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>て十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア <u>要配慮者</u>および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、<u>要配慮者</u>に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p> <p>イ <u>要配慮者</u>および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係市町および関係機関等の情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>エ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入体制の整備を支援するものとする。</p> <p>オ 関係市町に対し、<u>要配慮者</u>避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2) 病院等医療機関の災害応急体制</p> <p>病院等医療機関の管理者は、県、関係市町等と連携し、原子力災害時における<u>避難所（転院先）</u>、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第3 防災知識の普及</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>県および関係市町は、防災知識の普及を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 災害時要援護者に対する防災知識の普及啓発</p> <p>県は、関係市町と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。</p> <p>(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>保育所、幼稚園、学校等の管理者は、県および関係市町と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。</p>	<p>第3 防災知識の普及</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>県および関係市町は、防災知識の普及を実施する際、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>に対する防災知識の普及啓発</p> <p>県は、関係市町と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など<u>要配慮者</u>の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。</p> <p>(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発</p> <p>保育所、幼稚園、学校等の管理者は、県および関係市町と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。</p>
<p>第4 防災訓練における配慮事項</p> <p>県および関係市町は、防災訓練を実施する際、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p>	<p>第4 防災訓練における配慮事項</p> <p>県および関係市町は、防災訓練を実施する際、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p>
<p>第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進</p>	<p>第13節 防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第 1 基本方針 (略)</p> <p>第 2 防災対策資料の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災対策上必要な資料の整備</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ その他原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第 3 防災対策に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第 1 4 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 (略)</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>第 1 節 緊急時の通報連絡</p> <p>第 1 (略)</p>	<p>第 1 基本方針 (略)</p> <p>第 2 防災対策資料の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災対策上必要な資料の整備</p> <p>ア～コ (略)</p> <p>サ <u>その他原子力災害対策重点区域</u>の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第 3 防災対策に関する研究等の推進 (略)</p> <p>第 1 4 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応 (略)</p> <p>第 3 章 緊急事態応急対策</p> <p>第 1 節 緊急時の通報連絡</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 情報収集事態発生時の通報連絡</p> <p>(1) <u>国が行う通報連絡</u></p> <p><u>国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。</u></p> <p>(2) <u>点検状況等の報告および連絡</u></p> <p>ア <u>原子力事業者の措置</u></p> <p><u>原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県および関係市町に連絡するものとする。</u></p> <p>イ <u>国の措置</u></p> <p><u>原子力規制委員会原子力事故警戒本部は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国が行う通報連絡</p> <p>国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、P A Z 関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡する。</p> <p>(3) 県が行う通報連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部、航空自衛隊第6航空団防衛部および自衛隊福井地方協力本部。以下本節において同じ。）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。</p> <p>また、本節第2(2)の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。</p> <p>県は、防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により連絡するものとする。</p> <p>(4) 関係市町および関係消防本部が行う通報連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた関係市町および関係消防本部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。</p> <p>(5) 関係警察署が行う通報連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた関係警察署は、その旨を県警察本部を通じ直ちに県に連絡するものとする。</p> <p>(6) 敦賀海上保安部が行う連絡</p> <p>本節第2(1)の通報を受けた敦賀海上保安部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第3 災害状況の報告および連絡</p> <p>(1) 原子力事業者が行う報告</p> <p>原子力防災管理者は、本節第2(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第2(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。</p> <p>これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。</p> <p>なお、この連絡は、県の原子力災害警戒本部の設置後については、県原子力災害警戒本部、本節第2(1)</p>	<p><u>ウ 県および関係市町の措置</u></p> <p><u>県および関係市町は、上記アまたはイの連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。</u></p> <p>第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国が行う通報連絡</p> <p>国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、P A Z 関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備（避難先、輸送手段の確保等）</u>を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</u>に協力するよう、要請する。</p> <p>(3) 県が行う通報連絡</p> <p>本節第3(1)の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊（陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）、陸上自衛隊第372施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部、航空自衛隊第6航空団防衛部および自衛隊福井地方協力本部。以下本節において同じ。）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。</p> <p>また、本節第3(2)の連絡を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。</p> <p>県は、防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により連絡するものとする。</p> <p>(4) 関係市町および関係消防本部が行う通報連絡</p> <p>本節第3(1)の通報を受けた関係市町および関係消防本部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。</p> <p>(5) 関係警察署が行う通報連絡</p> <p>本節第3(1)の通報を受けた関係警察署は、その旨を県警察本部を通じ直ちに県に連絡するものとする。</p> <p>(6) 敦賀海上保安部が行う連絡</p> <p>本節第3(1)の通報を受けた敦賀海上保安部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>第4 災害状況の報告および連絡</p> <p>(1) 原子力事業者が行う報告</p> <p>原子力防災管理者は、本節第3(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第3(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。</p> <p>これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。</p> <p>なお、この連絡は、県の原子力災害警戒本部の設置後については、県原子力災害警戒本部、本節第3(1)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>に定める国（原子力規制委員会）、関係市町および原子力防災専門官に対し行うこととする。</p> <p>(2) 県が行う連絡</p> <p>ア 本節第3(1)の連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>イ、ウ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 災害情報等の報告等</p> <p>関係市町は、上記(3)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告するものとし、指定公共機関については同法同条第3項および指定行政機関については同法同条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告するものとする。</p> <p>さらに、県は、報告を受けた災害情報等について取りまとめた上で、同法同条第2項の規定に基づき、速やかに消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>また、報告の種類、報告の方法等については、福井県地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」によるものとし、(4)に定める事項については、本節第5においても適用するものとする。</p> <p>(5) （略）</p>	<p>に定める国（原子力規制委員会）、関係市町および原子力防災専門官に対し行うこととする。</p> <p>(2) 県が行う連絡</p> <p>ア 本節第<u>4</u>(1)の連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。</p> <p>イ、ウ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 災害情報等の報告等</p> <p>関係市町は、上記(3)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告するものとし、指定公共機関については同法同条第3項および指定行政機関については同法同条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告するものとする。</p> <p>さらに、県は、報告を受けた災害情報等について取りまとめた上で、同法同条第2項の規定に基づき、速やかに消防庁に対して報告するものとする。</p> <p>また、報告の種類、報告の方法等については、福井県地域防災計画（本編）第3章第5節「情報および被害状況報告計画」によるものとし、(4)に定める事項については、本節第<u>6</u>においても適用するものとする。</p> <p>(5) （略）</p>
<p>第4 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者が行う通報連絡</p> <p>原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。</p> <p>なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。</p> <p>イ 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡</p> <p>原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、所在市町、県警察本部および公衆に連絡する。また、P A Z 関係市町に対し、住民の避難準備を行うよう連絡する。</p>	<p>第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者が行う通報連絡</p> <p>原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、<u>内閣府</u>）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。</p> <p>なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。</p> <p>イ 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡</p> <p>原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、<u>内閣府、関係市町、関係府県、</u>県警察本部および公衆に連絡する。また、P A Z 関係市町に対し、<u>施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</u>を行うよう、<u>U P Z 関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z 外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</u>に協力するよう、要請する。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ウ （略）</p> <p>エ 原子力防災専門官が行う通報連絡 原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認するとともに、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町および関係府県に連絡する。</p> <p>オ （略）</p> <p>第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡</p> <p>(1) 原子力事業者が行う報告 原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）および原子力規制委員会）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に本節第4(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。 また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。 なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。</p> <p>(2) 県が行う連絡等 ア 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。 イ、ウ （略）</p> <p>第6 国に対する専門家派遣の要請等</p> <p>(1) 県は、原子力事業者から本節第4(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国（原子力規制委員会）に対して要請するものとする。 ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家 イ 緊急被ばく医療派遣チーム</p> <p>(2) 県は、本節第6(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）において専門家等の受入体制を整えるものとする。</p> <p>(3)、(4) （略）</p> <p>第7 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等</p>	<p>ウ （略）</p> <p>エ 原子力防災専門官が行う通報連絡 原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。 <u>また、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。</u></p> <p>オ （略）</p> <p>第6 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡</p> <p>(1) 原子力事業者が行う報告 原子力防災管理者は、県、国（官邸（内閣官房）、<u>原子力規制委員会、内閣府</u>）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に本節第<u>5</u>(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。 また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議および現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行うものとする。 なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。</p> <p>(2) 県が行う連絡等 ア 県は、国（原子力規制委員会）および原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動<u>の</u>状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。 イ、ウ （略）</p> <p>第7 国に対する専門家派遣の要請等</p> <p>(1) 県は、原子力事業者から本節第<u>5</u>(1)アの通報を受けた場合は、次の専門家等の派遣を国（原子力規制委員会）に対して要請するものとする。 ア 原子炉、放射線防護等に関する専門家 イ <u>被ばく医療に係る医療チーム</u></p> <p>(2) 県は、本節第<u>7</u>(1)の要請を行ったときは、原子力災害が発生した現地を管轄する原子力防災センター（以下「現地原子力防災センター」という。）において専門家等の受入体制を整えるものとする。</p> <p>(3)、(4) （略）</p> <p>第8 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等</p> <p>(1) <u>原子力事業者が行う通報連絡</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(1) 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡 国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。</p> <p>(2) 県が行う対応 ア 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 イ 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。</p> <p>(3) 原子力防災専門官が行う連絡・調整 原子力防災専門官は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整を行うものとされている。</p> <p>第8 通信手段の確保</p> <p>(1) 本節第2(1)の通報があったとき、県、国、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (2) 本節第2(1)の通報を受けた県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。 要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。 (3)、(4) (略)</p> <p>別表1（本節第2(1)関係）</p> <p>別図1（本節第2(7)関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）</p>	<p><u>原子力防災管理者は、全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）および所在市町に限るものとする。</u></p> <p>(2) 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡 国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。</p> <p>(3) 県が行う対応 ア 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。 イ 県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地原子力防災センターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。</p> <p>(4) <u>原子力防災専門官等現地に配置された国の職員</u>が行う連絡・調整 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、現地原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県および関係市町をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。</p> <p>第9 通信手段の確保</p> <p>(1) 本節第3(1)の通報があったとき、県、国、関係市町、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 (2) 本節第3(1)の通報を受けた県は、必要に応じ、電気通信事業者に対して県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を要請するものとする。 要請を受けた電気通信事業者は、県、関係市町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。 (3)、(4) (略)</p> <p>別表1（本節第3(1)関係）</p> <p>別図1（本節第3(7)関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案																
<p>別図2（本節第3（5）関係）</p> <p>（1）県の原子力災害警戒本部設置前 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）</p> <p>（2）県の原子力災害警戒本部設置後 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）</p> <p>別図3（本節第4（1）才関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災課）</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>（1）動員配備の基準 （略）</p> <p>表1 動員配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 （第1段階）</td> <td>（1）福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき （2）福井県に大津波警報が発令されたとき</td> <td>災害対策本部を設置 （原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置） 原子力災害現地警戒本部を設置</td> <td>職員全員</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制	警戒事態 （第1段階）	（1）福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき （2）福井県に大津波警報が発令されたとき	災害対策本部を設置 （原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置） 原子力災害現地警戒本部を設置	職員全員	<p>別図2（本節第4（5）関係）</p> <p>（1）県の原子力災害警戒本部設置前 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）</p> <p>（2）県の原子力災害警戒本部設置後 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）</p> <p>別図3（本節第5（1）才関係） 原子力規制委員会（原子力規制庁原子力防災政策課）</p> <p>第2節 緊急時活動体制の確立</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 県の組織動員体制</p> <p>（1）動員配備の基準 （略）</p> <p>表1 動員配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> <th>動員体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集事態</td> <td>（1）所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）</td> <td>原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置</td> <td><全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備体制	動員体制	情報収集事態	（1）所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制														
警戒事態 （第1段階）	（1）福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき （2）福井県に大津波警報が発令されたとき	災害対策本部を設置 （原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置） 原子力災害現地警戒本部を設置	職員全員														
区分	配備基準	配備体制	動員体制														
情報収集事態	（1）所在市町で震度5弱または震度5強の地震が発生した場合（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員														

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行				改定案			
	(3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員	警戒事態（第1段階）	(1) 福井県内で震度6弱以上の地震が発生したとき (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき	災害対策本部を設置 (原子力災害警戒班を災害対策本部の一部門と位置づけて設置) 原子力災害現地警戒本部を設置	職員全員
施設敷地緊急事態（第2段階）	(1) 敷地施設緊急事態(特定事象)が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	原子力災害対策本部を設置 原子力災害現地対策本部を設置	職員全員		(3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき (4) その他、国が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断したとき (5) その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	原子力災害警戒本部を設置 原子力災害現地警戒本部を設置	<全員参集する所属> ・危機対策・防災課 ・原子力安全対策課 ・原子力環境監視センター <あらかじめ指定した職員が参集する所属等> ・広報課 ・地域医療課 ・嶺南振興局 ・その他関係課 ・各部連絡責任者、連絡員
全面緊急事態（第3段階）	(1) 全面緊急事態が発生したとき			施設敷地緊急事態（第2段階）	(1) 敷地施設緊急事態が発生したとき (2) その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき	原子力災害対策本部を設置 原子力災害現地対策本部を設置	職員全員
				全面緊急事態（第3段階）	(1) 全面緊急事態が発生したとき		
(2)～(3) (略)				(2)～(3) (略)			
第3 福井県原子力災害警戒本部の設置				第3 福井県原子力災害警戒本部の設置			
(1) 原子力災害警戒本部の設置および廃止基準				(1) 原子力災害警戒本部の設置および廃止基準			
知事は、次の場合に原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。				知事は、次の場合に原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。			
なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害警戒班」を設置し、これをもって警戒本部の設置に代えるものとする。				なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害警戒班」を設置し、これをもって警戒本部の設置に代えるものとする。			
ア 警戒本部の設置基準				ア 警戒本部の設置基準			

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(7) 原子力防災管理者から警戒事態発生の通報を受け、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。 (4) その他、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。 イ (略) (2) (略) (3) 組織および事務分掌 ア (略) イ 警戒本部員は、安全環境部危機対策監、総務部企画幹、健康福祉部企画幹、農林水産部企画幹をもって充てるものとする。 また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、広報課長をもって充てるものとする。 ウ～ケ (略) (4)～(6) (略) (7) モニタリング本部の設置 ア 県（警戒本部または災害対策本部が設置された場合）は、直ちに現地原子力防災センターにモニタリング本部を設置し、空間放射線量、大気中放射性物質濃度の周辺環境での測定および放射性物質放出情報や気象情報等に基づく住民の被ばく線量や汚染状況の予測・評価を一元的かつ総合的に実施するものとする。 イ モニタリング本部長には、原子力環境監視センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。 ウ その他モニタリング本部の業務等については、緊急時モニタリング計画によるものとする。 (8)～(10) (略)</p>	<p><u>(7) 情報収集事態の発生を認知したとき。</u> (4) 原子力防災管理者から警戒事態発生の通報を受け、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。 (4) その他、知事が警戒本部の設置を必要と認めたとき。 イ (略) (2) (略) (3) 組織および事務分掌 ア (略) イ 警戒本部員は、安全環境部危機対策監、総務部企画幹、<u>安全環境部企画幹</u>、健康福祉部企画幹、農林水産部企画幹をもって充てるものとする。 また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道管理者を置き、広報課長をもって充てるものとする。 ウ～ケ (略) (4)～(6) (略) (7) モニタリング本部の設置 ア <u>情報収集事態により警戒本部を設置した場合、県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</u> イ <u>警戒事態により警戒本部を設置した場合、県は、直ちに現地原子力防災センターにモニタリング本部を設置し、平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</u> ウ モニタリング本部長には、原子力環境監視センター所長を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。 エ その他モニタリング本部の業務等については、緊急時モニタリング計画によるものとする。 (8)～(10) (略)</p>
<p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置 (1)～(6) (略) (7) 緊急時医療本部の設置 ア、イ (略) ウ 緊急時医療本部長は、国の緊急被ばく医療派遣チームが的確に現地医療関係者等を指導するとともに、医療活動が行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。 エ、オ (略) (8)～(14) (略)</p>	<p>第4 福井県原子力災害対策本部の設置 (1)～(6) (略) (7) 緊急時医療本部の設置 ア、イ (略) ウ 緊急時医療本部長は、<u>国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム</u>が的確に現地医療関係者等を指導するとともに、医療活動が行えるよう直ちに受入体制を整えるものとする。 エ、オ (略) (8)～(14) (略)</p>
<p>第5～第7 (略)</p>	<p>第5～第7 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第8 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告または指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告または指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9 (略)</p> <p>別図1（本節第3（3）ケ関係） 福井県原子力災害警戒本部の組織（概略）図（単独の原子力災害の場合）</p> <p>本部会議 本部長、本部員（安全環境部危機対策監、総務部企画幹、安全環境部企画幹、健康福祉部企画幹、報道主管者（広報課長）</p> <p>第3節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、警戒事態発生の通報を受けたときは、「福井県モニタリング本部」を設置し、緊急時モニタリング（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始するものとする。</p> <p>県は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたときは、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力するとともに、緊急時モニタリングセンターの指揮下で、緊急時モニタリングを実施するものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本部に連絡するとともに、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき、初期モニタリングを実施する。</p> <p>緊急時モニタリングの実施に当たっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測や大気中拡散予測を参考に、O I Lに基づく防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を定める。被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも検討する。</p>	<p>第8 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための<u>立ち退き</u>の勧告または指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知するものとする。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町の区域内の一部が避難のための<u>立ち退き</u>の勧告または指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告または指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。</p> <p>第9 (略)</p> <p>別図1（本節第3（3）ケ関係） 福井県原子力災害警戒本部の組織（概略）図（単独の原子力災害の場合）</p> <p>本部会議 本部長、本部員（安全環境部危機対策監、総務部企画幹、安全環境部企画幹、健康福祉部企画幹、<u>農林水産部企画幹</u>）、報道主管者（広報課長）</p> <p>第3節 緊急時モニタリングの実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>(1) <u>情報収集事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p>県は、<u>固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</u></p> <p>(2) <u>警戒事態の環境放射線モニタリング</u></p> <p>県は、警戒事態発生の通報を受けたときは、「<u>福井県モニタリング本部</u>」を設置し、<u>平常時モニタリングの強化等緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</u></p> <p>(3) <u>緊急時モニタリングセンターの立上げおよび緊急時モニタリング実施計画の策定</u></p> <p><u>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。</u></p> <p><u>国は、指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布および地形を考慮</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3 緊急時モニタリングの実施計画の改定への参画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、指針および緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況および気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にし、速やかに策定するものとされている。</p> <p>原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施および支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターはTV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議結果について、現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。</p> <p>第4 動員配備の基準</p> <p>別表1</p> <p>施設敷地緊急事態（第2段階） (1)施設敷地緊急事態（特定事象）が発生したとき</p> <p>第5 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(1) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、周辺への放射性物質または放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、結果の妥当性を確認した後、原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）に送付するものとする。</p> <p>(2)モニタリング結果の共有</p> <p>緊急時モニタリングセンター内で原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）が行ったモニタリング結果の評価を共有するとともに、緊急時モニタリングの結果等について、その内容を県内全市町に連絡するものとする。</p>	<p>に入れ、また、原子力事故の状況および気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、<u>県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>第3 緊急時モニタリングの実施計画の改訂への参画</p> <p><u>国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂することとされている。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。</u></p> <p>第4 モニタリング結果の共有</p> <p><u>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）およびオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。</u></p> <p><u>また、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンターおよびオフサイトセンター放射線班と共有する。</u></p> <p><u>県は、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、県内全市町に連絡する。</u></p> <p>第5 動員配備の基準</p> <p>別表1</p> <p>施設敷地緊急事態（第2段階） (1) 施設敷地緊急事態が発生したとき</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(3) 緊急時モニタリング要員の要請等 県は、県内市町に対し、必要に応じて、福井県モニタリング本部への職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。 緊急時モニタリングセンター長は、必要に応じて、県外地方公共団体および県外原子力事業者に対しモニタリング要員の動員を要請するものとする。</p> <p>第6 福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・運営等 (略)</p> <p>第4節 住民等への情報伝達活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 広報の留意事項 (1)～(3) (略) (4) 県および関係市町は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測および放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、県、関係市町等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定および災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。 (5) 県および関係市町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体および原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。 (6) 県および関係市町は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 (7) 県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p>	<p>第6 緊急時モニタリング要員の要請等 県は、県内市町に対し、必要に応じて、福井県モニタリング本部への職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して必要な協力を要請するものとする。 緊急時モニタリングセンター長は、必要に応じて、県外地方公共団体および県外原子力事業者に対しモニタリング要員の動員を要請するものとする。</p> <p>第7 福井県モニタリング本部および緊急時モニタリングセンターの組織・運営等 (略)</p> <p>第4節 住民等への情報伝達活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 広報の留意事項 (1)～(3) (略) (4) 県および関係市町は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測および放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、県、関係市町等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定および要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。 (5) 県および関係市町は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体、<u>原子力事業者等</u>と相互に連絡をとりあうものとする。 (6) 県および関係市町は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。 なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。 (削除)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3 県の広報体制</p> <p>表1 放送要請先</p> <p>福井県ケーブルテレビ協議会 敦賀FM放送株式会社</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第10 災害情報インターネット通信システムの活用</p> <p>県および関係市町は、災害情報インターネットシステムを活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、県民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。</p> <p>第11 災害時要援護者に対する配慮事項</p> <p>災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第12節「災害時要援護者に配慮した応急対策」によるものとする。</p> <p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、屋内退避、避難等の防護活動について定め、住民の安全確保を図る。</p> <p>第2 避難等の防護対策の実施</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護措置を実施するものとする。</p> <p>表1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋） (略)</p>	<p>第3 県の広報体制</p> <p>表1 放送要請先</p> <p>福井県ケーブルテレビ協議会 <u>特定非営利活動法人たんなん夢レディオ</u> 敦賀FM放送株式会社</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第10 安否情報の提供</p> <p><u>県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>第11 災害情報インターネット通信システムの活用</p> <p>県および関係市町は、災害情報インターネットシステムを活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、県民、防災関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。</p> <p>第12 要配慮者に対する配慮事項</p> <p><u>要配慮者</u>に対する配慮事項については、本章第12節「<u>要配慮者</u>に配慮した応急対策」によるものとする。</p> <p>第5節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>第1 基本方針</p> <p>住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、<u>避難、屋内退避等の防護措置</u>について定め、住民の安全確保を図る。</p> <p>第2 避難等の防護対策の実施</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県は、指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、<u>避難、屋内退避等の防護措置</u>を実施するものとする。</p> <p>表1 避難等の基準（「OILと防護措置」抜粋） (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(ア) 災害時要援護者への避難準備の要請（PAZ関係市町）</p> <p>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の子ども、在宅の要介護高齢者・障害者等、病院の入院患者、社会福祉施設の入所者等の災害時要援護者等に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。</p> <p>(イ) 災害時要援護者の搬送準備および広報の要請（消防）</p> <p>県は、PAZ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車によるPAZ内の災害時要援護者の搬送準備を行うこと。 ・消防団によるPAZ内の災害時要援護者への避難準備広報を行うこと。 <p>(ロ) 避難誘導準備および交通規制の要請（警察）</p> <p>県は、県警察に対し、PAZ内の災害時要援護者の避難誘導準備およびPAZ内への車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣準備の要請（PAZ関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の災害時要援護者の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。</p> <p>(オ) 出動準備の要請（自衛隊および海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。 ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。 <p>(カ) 一時滞在者の退避の広報の要請（PAZ関係市町、消防および警察）</p> <p>県は、PAZ関係市町、PAZ関係消防本部および県警察に対し、PAZ内に滞在する観光客等一時滞在者のPAZ外への退避について、広報を要請するものとする。</p> <p>イ PAZ関係市町の措置</p> <p>(ア) 災害時要援護者への避難準備の指示</p> <p>PAZ関係市町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、PAZ内の災害時要援護者に対し、避難準備を指示するものとする。</p> <p>(イ) 一時集合施設の開設</p> <p>PAZ関係市町は、PAZ内の住民や災害時要援護者が避難のため集合する施設として、「一時集合施設」を開設するものとする</p>	<p>第3 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置</p> <p>(1) 警戒事態（第1段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(ア) <u>施設敷地緊急事態要避難者</u>への避難準備の要請（PAZ関係市町）</p> <p>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。</p> <p>(イ) <u>施設敷地緊急事態要避難者</u>の搬送準備および広報の要請（消防）</p> <p>県は、PAZ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車によるPAZ内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>の搬送準備を行うこと。 ・消防団によるPAZ内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>への避難準備広報を行うこと。 <p>(ロ) 避難誘導準備および交通規制の要請（警察）</p> <p>県は、県警察に対し、PAZ内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>の避難誘導準備およびPAZ内への車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣準備の要請（PAZ関係市町および県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>の輸送のため、バスの派遣準備を要請するものとする。</p> <p>(オ) 出動準備の要請（自衛隊および海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。 ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。 <p>(カ) 一時滞在者の退避の広報の要請（PAZ関係市町、消防および警察）</p> <p>県は、PAZ関係市町、PAZ関係消防本部および県警察に対し、PAZ内に滞在する観光客等一時滞在者のPAZ外への退避について、広報を要請するものとする。</p> <p>(キ) <u>施設敷地緊急事態要避難者の受入準備要請（受入県・市町）</u></p> <p>県は、<u>県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県</u>に対し、<u>施設敷地緊急事態要避難者の受入の準備を要請するものとする。</u></p> <p>イ PAZ関係市町の措置</p> <p>(ア) <u>施設敷地緊急事態要避難者</u>への避難準備の指示</p> <p>PAZ関係市町は、上記ア(ア)の県の要請を受け、PAZ内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>に対し、避難準備を指示するものとする。</p> <p>(イ) 一時集合施設の開設</p> <p>PAZ関係市町は、PAZ内の住民や<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>が避難のため集合する施設として、「一時集合施設」を開設するものとする</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ウ 県警察の措置</p> <p>県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(7) 住民への避難準備の要請および災害時要援護者への避難の要請（PAZ関係市町）</p> <p>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。 ・PAZ内の災害時要援護者に対する避難指示を行うこと。 <p>(イ) 災害時要援護者の搬送および避難誘導の要請（消防）</p> <p>県は、PAZ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車によるPAZ内の災害時要援護者の搬送を行うこと。 ・消防団によるPAZ内の災害時要援護者の避難誘導を行うこと。 <p>(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察）</p> <p>県は、県警察に対し、PAZ内の災害時要援護者の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣要請（PAZ関係市町、県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の災害時要援護者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>(オ) 災害時要援護者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による対象地域の災害時要援護者の緊急輸送の支援を要請するものとする。</p> <p>(カ) 災害時要援護者の受入要請（受入市町）</p> <p>県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町に対し、PAZ内の災害時要援護者の受入を要請するものとする。</p> <p>(キ) 予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（UPZ関係市町）</p> <p>県は、UPZ関係市町に対し、国の指示により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請するものとする。</p> <p>イ PAZ関係市町の措置</p> <p>(7) 住民への避難準備および災害時要援護者への避難の指示</p> <p>PAZ関係市町は、上記ア(7)の県の要請を受け、次のとおり指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ内の住民は、避難準備を行うこと。 	<p>ウ 県警察の措置</p> <p>県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(7) 住民への避難準備の要請および施設敷地緊急事態要避難者への避難の要請（PAZ関係市町）</p> <p>県は、PAZ関係市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。 ・PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を行うこと。 <p>(イ) 施設敷地緊急事態要避難者の搬送および避難誘導の要請（消防）</p> <p>県は、PAZ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送を行うこと。 ・消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導を行うこと。 <p>(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察）</p> <p>県は、県警察に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣要請（PAZ関係市町、県バス協会）</p> <p>県は、PAZ関係市町および福井県バス協会に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>(オ) 施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による対象地域の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請するものとする。</p> <p>(カ) 施設敷地緊急事態要避難者の受入要請（受入県・市町）</p> <p>県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の受入を要請するものとする。</p> <p>(キ) PAZ内の住民の受入準備要請（受入県・市町）</p> <p>県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、PAZ内の住民の受入の準備を要請するものとする。</p> <p>(ク) 予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（UPZ関係市町）</p> <p>県は、UPZ関係市町に対し、国の指示により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請するものとする。</p> <p>イ PAZ関係市町の措置</p> <p>(7) 住民への避難準備および施設敷地緊急事態要避難者への避難の指示</p> <p>PAZ関係市町は、上記ア(7)の県の要請を受け、次のとおり指示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ内の住民は、避難準備を行うこと。

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>・ P A Z 内の災害時要援護者は、避難を行うこと。</p> <p>(イ) 避難車両中継所の開設 P A Z 関係市町は、「避難車両中継所」を開設するものとする。 自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県または P A Z 関係市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した県内の避難先へ避難するものとする。</p> <p>ウ 県警察の措置 県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第 7 6 条第 1 項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態（第 3 段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(7) 住民への避難の要請（P A Z 関係市町） 県は、P A Z 関係市町に対し、災害対策基本法第 7 2 条第 2 項の規定により、P A Z 内の住民に対する避難指示を行うことを要請するものとする。</p> <p>(イ) 住民の避難誘導要請（消防） 県は、P A Z 関係消防本部に対し、消防団による P A Z 内の住民の避難誘導を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察） 県は、県警察に対し、P A Z 内の住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣要請（P A Z 関係市町および県バス協会） 県は、P A Z 関係市町および福井県バス協会に対し、P A Z 内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>(オ) 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁） 県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による P A Z 内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。</p> <p>(カ) 住民の受入要請（受入市町） 県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町に対し、P A Z 内の住民の受入を要請するものとする。</p> <p>(キ) 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊） 県は、P A Z 関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、P A Z 内の避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。</p> <p>(ク) 予防的防護措置（屋内退避）の伝達（U P Z 関係市町） 県は、U P Z 関係市町に対し、国の指示により、U P Z 内における屋内退避を行うことを要請するものとする。</p>	<p>・ P A Z 内の<u>施設敷地緊急事態要避難者</u>は、避難を行うこと。</p> <p>(イ) 避難車両中継所の開設 P A Z 関係市町は、「避難車両中継所」を開設するものとする。 自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県または P A Z 関係市町が確保した避難用のバスにより、<u>市町から指示のあった県内または県外の避難先</u>へ避難するものとする。</p> <p>ウ 県警察の措置 県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第 7 6 条第 1 項および道路交通法に基づく交通規制を行うものとする。</p> <p>(3) 全面緊急事態（第 3 段階）発生時の措置</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(7) 住民への避難の要請（P A Z 関係市町） 県は、P A Z 関係市町に対し、災害対策基本法第 7 2 条第 2 項の規定により、P A Z 内の住民に対する避難指示を行うことを要請するものとする。</p> <p>(イ) 住民の避難誘導要請（消防） 県は、P A Z 関係消防本部に対し、消防団による P A Z 内の住民の避難誘導を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 避難誘導および交通規制の要請（警察） 県は、県警察に対し、P A Z 内の住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</p> <p>(エ) バスの派遣要請（P A Z 関係市町および県バス協会） 県は、P A Z 関係市町および福井県バス協会に対し、P A Z 内の住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</p> <p>(オ) 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁） 県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による P A Z 内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。</p> <p>(カ) 住民の受入要請（受入<u>県・市町</u>） 県は、県内の避難先を所管する市町<u>および県外の避難先を所管する県</u>に対し、P A Z 内の住民の受入を要請するものとする。</p> <p>(キ) 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊） 県は、P A Z 関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、P A Z 内の避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。</p> <p>(ク) <u>U P Z 内の住民の受入準備要請（受入県・市町）</u> <u>県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、U P Z 内の住民の受入の準備を要請するものとする。</u></p> <p>(ケ) 予防的防護措置（屋内退避）の伝達（U P Z 関係市町） 県は、U P Z 関係市町に対し、国の指示により、U P Z 内における屋内退避を行うことを要請するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(ケ) 予防的防護措置（屋内退避）の注意喚起（UPZ外市町） 県は、UPZ外の市町に対し、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>イ PAZ関係市町の措置 (ア) 住民への避難の指示 PAZ関係市町は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請を受け、PAZ内の住民に対し、避難を指示するものとする。</p> <p>(イ) 住民の避難状況の確認 PAZ関係市町は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設においてPAZ内の住民の避難状況の確認を行うものとする。</p> <p>ウ UPZ関係市町の措置 (ア) 住民への屋内退避の指示 UPZ関係市町は、国の指示および上記ア(ケ)の県の伝達を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示するものとする。</p> <p>エ 県警察の措置 県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を行うものとする。</p> <p>第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置</p> <p>(1) 県の措置 県は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、OILの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避または避難の指示を行うことを要請するものとする。</p>	<p>(ク) 予防的防護措置（屋内退避）の注意喚起（UPZ外市町） 県は、UPZ外の市町に対し、国の指示により、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>イ PAZ関係市町の措置 (ア) 住民への避難の指示 PAZ関係市町は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請を受け、PAZ内の住民に対し、避難を指示するものとする。</p> <p>(イ) 住民の避難状況の確認 PAZ関係市町は、<u>県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町</u>の協力を得て、避難施設においてPAZ内の住民の避難状況の確認を行うものとする。</p> <p>ウ UPZ関係市町の措置 (ア) 住民への屋内退避の指示 UPZ関係市町は、国の指示および上記ア(ク)の県の伝達を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示するものとする。</p> <p>エ 県警察の措置 県警察は、県の要請を受け、周辺地域に関する情報収集、周辺住民等に対する情報の提供、避難誘導、災害対策基本法第76条第1項および道路交通法に基づく交通規制、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を行うものとする。</p> <p>第4 運用上の介入レベル（OIL）に基づく避難等の措置</p> <p>(1) 県の措置 <u>ア 住民への屋内退避または避難の要請（関係市町）</u> 県は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、OILの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避または避難の指示を行うことを要請するものとする。</p> <p><u>イ 住民の避難誘導要請（消防）</u> 県は、<u>避難対象区域を所管する消防本部に対し、消防団による住民の避難誘導を要請するものとする。</u></p> <p><u>ウ 避難誘導および交通規制の要請（警察）</u> 県は、<u>県警察に対し、住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。</u></p> <p><u>エ バスの派遣要請（関係市町および県バス協会）</u> 県は、<u>避難対象区域を含む市町および福井県バス協会に対し、住民の輸送のため、バスの派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>オ 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）</u> 県は、<u>自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。</u></p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) O I Lの基準を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町の措置</p> <p>ア 住民への屋内退避または避難の指示</p> <p>緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、O I Lの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町は、上記(1)の県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避または避難を指示するものとする。</p> <p>イ 住民の避難状況の確認</p> <p>避難指示を行った市町は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。</p> <p>第5 避難手段</p> <p>避難対象地域の住民避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 災害時要援護者の避難手段</p> <p>避難対象地域の災害時要援護者の避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。</p> <p>ア 学校の生徒等および保育園の園児</p> <p>(7) 学校の生徒等が在校時においては、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。</p> <p>イ 在宅の要介護高齢者・障害者等</p> <p>(7) 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。</p> <p>(4) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。</p> <p>ウ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者</p> <p>(7) 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。</p> <p>(4) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>カ 住民の受入要請（受入県・市町）</u></p> <p>県は、<u>県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、住民の受入を要請するものとする。</u></p> <p><u>キ 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊）</u></p> <p>県は、<u>関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。</u></p> <p>(2) O I Lの基準を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町の措置</p> <p>ア 住民への屋内退避または避難の指示</p> <p>緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、O I Lの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域を含む市町は、上記(1)アの県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避または避難を指示するものとする。</p> <p>イ 住民の避難状況の確認</p> <p>避難指示を行った市町は、<u>県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町</u>の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。</p> <p>第5 避難手段</p> <p>避難対象地域の住民避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) <u>要配慮者の避難手段</u></p> <p>避難対象地域の<u>要配慮者</u>の避難は、市町の指示により、次のとおり行うものとする。</p> <p>ア 学校の生徒等および保育園の園児</p> <p>(7) 学校の生徒等が在校時においては、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。</p> <p>イ 在宅の要介護高齢者・障害者等</p> <p>(7) 在宅の要介護高齢者・障害者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。</p> <p>(4) 介助が必要な<u>要配慮者</u>については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。</p> <p>ウ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者</p> <p>(7) 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、県または市町が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。</p> <p>(4) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。</p> <p>(4) (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第6 避難場所</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ、避難およびスクリーニング等の場所の開設ならびに住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は避難対象区域を含む市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 県は、国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅および空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8)、(9) (略)</p>	<p>第6 避難所等</p> <p>(1) 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ、<u>指定避難所</u>およびスクリーニング等の場所の開設ならびに住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難所等</u>として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの<u>避難所</u>に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>要配慮者</u>の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県および市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>し尿およびごみ</u>の処理状況等、避難者の健康状態や<u>避難所</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、<u>避難所</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は避難対象区域を含む市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(5) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や女性用下着の女性による配布、<u>避難所</u>における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 県は、国および避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、<u>空き家</u>等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、<u>避難所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8)、(9) (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第7 広域避難等</p> <p>(1) 県は、広域避難を行う必要が生じた場合、事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、避難場所の供与その他必要な要請を行うものとする。</p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p>ア 県は、避難の長期化等に鑑み、応急仮設住宅等への収容が必要となる場合、避難対象区域を含む市町、受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、広域一時滞在のための必要な要請を行うものとする。</p> <p>イ 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>ウ 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>エ 県は、被災した場合、避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 避難状況の確認</p> <p>県は、避難のための立ち退きの勧告または指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>第10 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または避難対象区域を含む市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難</p>	<p>第7 広域避難等</p> <p>(1) 県は、広域避難を行う必要が生じた場合、事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、<u>避難所</u>の供与その他必要な要請を行うものとする。</p> <p>(2) 広域一時滞在</p> <p>ア 県は、避難の長期化等に鑑み、応急仮設住宅等への収容が必要となる場合、避難対象区域を含む市町、受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、広域一時滞在のための必要な要請を行うものとする。</p> <p>イ 国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</p> <p>ウ 国は、市町および県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、<u>市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、県に代わって、広域一時滞在のための協議を行うものとされている。</u></p> <p>エ 国の原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した県にも計画の内容を示すものとされている。</p> <p>県は必要に応じ、国の原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</p> <p>オ 県は、被災した場合、避難収容関係省庁および緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 避難状況の確認</p> <p>県は、避難のための<u>立退き</u>の勧告または指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>第10 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための<u>立退き</u>の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、<u>教職員の指示</u>・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県または避難対象区域を含む市町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>第11 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p> <p>第 12 災害時要援護者に対する配慮事項 災害時要援護者に対する配慮事項については、本章第 1 2 節「災害時要援護者に配慮した応急対策」によるものとする。</p> <p>第 13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (1)、(2) (略) (3) 県および市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。 (4)、(5) (略)</p> <p>第 14 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 県は、関係市町等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告または指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>第 6 節 警備および交通対策</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 交通規制対策 (1) (略) (2) 交通規制措置 ア、イ (略) ウ 一般住民への周知 県警察は、上記アの交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センター福井センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報するものとする。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。 緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第 5 条の規定に基づく標示を設置するものとする。</p> <p>(3) 緊急通行車両等の確認等</p>	<p>難のための立退きの勧告または指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、<u>施設の利用者等を避難させるものとする。</u></p> <p>第 12 要配慮者に対する配慮事項 <u>要配慮者</u>に対する配慮事項については、本章第 1 2 節「<u>要配慮者</u>に配慮した応急対策」によるものとする。</p> <p>第 13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (1)、(2) (略) (3) 県および市町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）<u>または</u>原子力災害対策本部に物資の調達を要請するものとする。 (4)、(5) (略)</p> <p>第 14 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 県は、<u>国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、</u>関係市町等が設定した警戒区域<u>または</u>避難を勧告<u>もしくは</u>指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告または指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>第 6 節 警備および交通対策</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 交通規制対策 (1) (略) (2) 交通規制措置 ア、イ (略) ウ 一般住民への周知 <u>県公安委員会</u>は、上記アの交通規制を行う場合、一般住民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、日本道路交通情報センター福井センターおよび交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報するものとする。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知するものとする。 <u>なお、</u>緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則第 5 条の規定に基づく標示を設置する。</p> <p>(3) 緊急通行車両等の確認等</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>ア (略)</p> <p>イ 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付</p> <p>県または県警察は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記アの車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行うものとする。</p> <p>確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付するものとする。</p> <p>この場合、県が所有するものおよび県が調達した緊急通行車両については県が行い、市町等公共団体およびその他の者が所有するものについては県警察が行うものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付</p> <p><u>知事</u>または<u>県公安委員会</u>は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づき、上記アの車両の使用者等の申請により、当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行うものとする。</p> <p>確認された場合は、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく標章および証明書を交付するものとする。</p> <p>この場合、<u>県が所有し、または調達した車両については知事</u>が行い、市町等公共団体およびその他の者が<u>所有し、または調達した車両については県公安委員会</u>が行うものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p>
<p>第5、第6 (略)</p>	<p>第5、第6 (略)</p>
<p>第7節 救助・救急および消火活動</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 救助・救急および消火活動</p> <p>(略)</p>
<p>第8節 緊急被ばく医療活動</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第8節 緊急被ばく医療活動</p> <p>第1 (略)</p>
<p>第2 緊急被ばく医療体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時医療本部の設置</p> <p>ア 県は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療措置を行うものとする。</p> <p>イ 緊急時医療本部長は、健康福祉部企画幹を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。</p> <p>ウ 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および緊急被ばく医療派遣チームを代表する者で構成するものとする。</p> <p>エ 県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを災害対策本部および緊急時医療本部に配置する。</p> <p>(3) 国および各関係医療機関への要請等</p> <p>ア 県は、国に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。</p>	<p>第2 緊急被ばく医療体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時医療本部の設置</p> <p>ア 県は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療措置を行うものとする。</p> <p>イ 緊急時医療本部長は、健康福祉部企画幹を充てるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。</p> <p>ウ 緊急時医療本部は、県、地域医療機関を代表する者および<u>国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム</u>を代表する者で構成するものとする。</p> <p>エ 県は、必要に応じ、災害医療アドバイザーおよび災害医療コーディネーターを災害対策本部および緊急時医療本部に配置する。</p> <p>(3) 国および各関係医療機関への要請等</p> <p>ア 県は、国に対し、<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>の派遣および放射線障害専門病院等へ被ばく者の受入れの要請を行うものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>イ 緊急時医療本部は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、一般社団法人福井県医師会および原子力事業所に対し協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 緊急時医療本部は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は主要避難所を選定し救護所を設置する。救護所の運営については、関係市町との緊密な連携のもとに実施する。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療体制の基本的活動体制</p> <p>ア 組織 (略)</p> <p>図1 緊急被ばく医療基本活動体制 (略)</p> <p>緊急被ばく医療派遣チーム</p> <p>イ 緊急被ばく医療派遣チーム</p> <p>国から派遣される放射線障害専門病院等の医療関係者からなる緊急被ばく医療派遣チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>ウ 初期被ばく医療体制</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 避難所等における初期被ばく医療</p> <p>避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。</p> <p>県は、初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。</p> <p>救急医療班は表1に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染を行うものとする。</p> <p>汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部のもとで、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>(救急医療班の構成)</p>	<p>イ 緊急時医療本部は、健康福祉センターおよび県立病院の職員に緊急時医療に当たらせるとともに、公的医療機関、日本赤十字社福井県支部、一般社団法人福井県医師会および原子力事業所に対し協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 緊急時医療本部は、関係市町が避難所を設置したときは、直ちに救護所を設置するものとする。全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は主要避難所を選定し救護所を設置する。救護所の運営については、関係市町との緊密な連携のもとに実施する。</p> <p>(4) 緊急被ばく医療体制の基本的活動体制</p> <p>ア 組織 (略)</p> <p>図1 緊急被ばく医療基本活動体制 (略)</p> <p>国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム</p> <p>イ 国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム</p> <p>国から派遣される放射線医学総合研究所、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む）に対する診断および処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</p> <p>ウ 初期被ばく医療体制</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 避難所等における初期被ばく医療</p> <p>避難の場合の医療措置は、避難所等において救急医療班が実施するものとする。</p> <p>県は、初期被ばく医療施設としての救護所に、救護所責任者（総括責任者）を置くこととする。</p> <p>救急医療班は表1に示す健康福祉センター、県立病院、福井大学医学部附属病院等の公的医療機関および一般社団法人福井県医師会が派遣するものとする。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、スクリーニングおよび除染措置を実施するよう県に指示するものとされている。</p> <p>県は、指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよびスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。</p> <p>汚染検査にあたっては、救急医療班は、緊急時医療本部の下で、汚染検査、ふき取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うものとする。</p> <p>(救急医療班の構成)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>① 救急医療班の人員 4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）</p> <p>② 1日達成可能班数 61班</p> <p>③ その他 一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。 緊急被ばく医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ 二次被ばく医療体制 初期被ばく医療措置の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う二次被ばく医療機関に転送する。 二次被ばく医療機関は表2-3に示す。緊急時医療本部の下で、緊急被ばく医療派遣チームの専門家および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。</p> <p>オ (略)</p>	<p>① 救急医療班の人員 4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）</p> <p>② 1日達成可能班数 61班</p> <p>③ その他 一般的傷病等の検診器材、薬剤および自動車は原則として派遣機関で調達する。 緊急被ばく医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>エ 二次被ばく医療体制 初期被ばく医療措置の後、汚染の残存する被ばく患者または相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者を、入院診療を行う二次被ばく医療機関に転送する。 二次被ばく医療機関は表2-3に示す。緊急時医療本部の下で、<u>国から派遣される被ばく医療に係る医療チームの専門家</u>および原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者または相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行うものとする。</p> <p>オ (略)</p>
<p>第3 緊急被ばく医療措置</p> <p>表3 緊急被ばく医療体制の概要 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用 県は、指針に準拠し、避難対象区域を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>第3 緊急被ばく医療措置</p> <p>表3 緊急被ばく医療体制の概要 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用 県は、指針に準拠し、<u>避難または屋内退避等の対象区域</u>を含む市町、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、<u>避難または屋内退避等の対象区域</u>を含む市町と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>
<p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</p> <p>国、指定公共機関および県は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一か月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p>	<p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の实測</p> <p>国、指定公共機関および県は連携し、<u>原子力緊急事態宣言発出後</u>、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後<u>1週間</u>以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、<u>1か月以内</u>を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第5 (略)</p> <p>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 摂取制限等の措置</p> <p>県は、住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限を実施するものとする。</p> <p>県は、指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p> <p>県は、指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言および指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急輸送の順位</p> <p>県は、関係市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>(1) 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送および対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第9節 飲料水および飲食物の摂取制限等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 摂取制限等の措置</p> <p><u>国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。</u>県は、<u>国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限および摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。</u>県は、指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲食物の検査を実施する。<u>また、県は、国の指導・助言および指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等およびこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第10節 緊急輸送活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 緊急輸送の順位</p> <p>県は、関係市町および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>(1) 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第3 (略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第1 1 節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</p> <p>第1、第2 （略）</p> <p>第3 飲食物の供給</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 炊き出し等による飲食物の給与 関係市町は、退避等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護するものとする。 なお、関係市町ですべての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行うものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第4、第5 （略）</p>	<p>第1 1 節 飲料水、飲食物および生活必需品の供給</p> <p>第1、第2 （略）</p> <p>第3 飲食物の供給</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 炊き出し等による飲食物の給与 関係市町は、<u>避難</u>等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護するものとする。 なお、関係市町ですべての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行うものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第4、第5 （略）</p>
<p>第1 2 節 災害時要援護者に配慮した応急対策</p> <p>第1 基本方針 原子力災害において、特に災害時要援護者に対する配慮が必要であることから、災害時要援護者に配慮した応急対策を実施する。</p> <p>第2 情報伝達および広報における配慮事項</p> <p>(1) 県および関係市町は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、災害時要援護者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 県および関係市町は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p>第3 避難における配慮事項</p> <p>(1) 関係市町は県と連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、関係消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、災害時要援護者に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 関係市町は県と連携し、避難施設での生活に関して、災害時要援護者および一時滞在者が避難中に健康状</p>	<p>第1 2 節 <u>要配慮者</u>に配慮した応急対策</p> <p>第1 基本方針 原子力災害において、特に<u>要配慮者</u>に対する配慮が必要であることから、<u>要配慮者</u>に配慮した応急対策を実施する。</p> <p>第2 情報伝達および広報における配慮事項</p> <p>(1) 県および関係市町は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および避難施設での文字媒体ならびに手話通訳者を活用するなど、<u>要配慮者</u>に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 県および関係市町は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。</p> <p>第3 避難における配慮事項</p> <p>(1) 関係市町は県と連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、関係消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、<u>要配慮者</u>に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 関係市町は県と連携し、<u>避難所</u>での生活に関して、<u>要配慮者</u>および一時滞在者が避難中に健康状態を悪</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難施設での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。</p> <p>また、災害時要援護者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、関係市町に協力し、避難施設における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。</p> <p>また、避難施設に災害時要援護者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。</p> <p>(4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>	<p>化させないこと等に十分配慮し、<u>避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。</p> <p>また、<u>要配慮者</u>に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。</p> <p>(3) 県は、関係市町に協力し、<u>避難所</u>における介護職員等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。</p> <p>また、<u>避難所</u>に<u>要配慮者</u>用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。</p> <p>(4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、<u>避難のための立退き</u>の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師または職員の指示・引率の<u>下</u>、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の<u>下</u>、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、受入れ協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、<u>避難のための立退き</u>の勧告または指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・<u>引率</u>の<u>下</u>、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。入所者または利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。</p> <p>また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺府県および国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。</p>
<p>第 1 3 節 防災業務関係者の安全確保</p>	<p>第 1 3 節 防災業務関係者の安全確保</p>
<p>第 1 ～ 第 3 (略)</p>	<p>第 1 ～ 第 3 (略)</p>
<p>第 4 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第 4 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県は、<u>国から派遣される被ばく医療に係る医療</u>チームと緊密な連携の下、被ばく管理を行うものとする。また、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部））に対して<u>被ばく医療に係る医療</u>チーム等の派遣要請を行うものとする。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>第 5 防災業務関係者の医療措置</p> <p>(1) 県は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第 8 節「緊急被ばく医療活動」表 3 に定める二次被ばく</p>	<p>第 5 防災業務関係者の医療措置</p> <p>(1) 県は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第 8 節「緊急被ばく医療活動」表 3 に定める二次被ばく</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>医療までに該当する場合は、緊急被ばく医療派遣チームおよび防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p>	<p>医療までに該当する場合は、<u>国から派遣される被ばく医療に係る医療チーム</u>および防災関係機関と緊密な連携のもと、スクリーニング、除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p>
<p>第14節 災害救助法の適用</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 被災世帯の算定基準</p> <p>住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 個別適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与 ア～ウ (略) エ 災害時要援護者に配慮した仮設住宅 仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。</p> <p>(3)～(12) (略)</p>	<p>第14節 災害救助法の適用</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 被災世帯の算定基準</p> <p>住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、<u>流失</u>等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯で1世帯とみなす。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 個別適用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の供与 ア～ウ (略) エ <u>要配慮者</u>に配慮した仮設住宅 仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障害者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。</p> <p>(3)～(12) (略)</p>
<p>第15節 広域的応援の対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関に対する応援要請 ア～ウ (略) エ 広域航空消防応援の要請 (ア) 関係消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)に基づき、関係</p>	<p>第15節 広域的応援の対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関に対する応援要請 ア～ウ (略) エ 広域航空消防応援の要請 (ア) 関係消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)に基づき、</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>市町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請するものとする。</p> <p>① 要請先（応援側）市町 ② 要請者および要請日時 ③ 災害の発生日時、場所および時間 ④ 必要な応援の概要</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3、第4 (略)</p> <p>第16節 自衛隊の災害派遣要請等</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 派遣要請の手続き</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係市町長が行う派遣要請の手続き</p> <p>ア 関係市町長は、被害の程度により自衛隊の要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。</p> <p>災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 派遣部隊の被ばく管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第17節 文教対策</p> <p>(略)</p>	<p>関係市町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請するものとする。</p> <p>① 要請先（応援側）市町村 ② 要請者および要請日時 ③ 災害の発生日時、場所および時間 ④ 必要な応援の概要</p> <p>(イ)、(ウ) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3、第4 (略)</p> <p>第16節 自衛隊の災害派遣要請等</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 派遣要請の手続き</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係市町長が行う派遣要請の手続き</p> <p>ア 関係市町長は、被害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。</p> <p>災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 派遣部隊の被ばく管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県は、緊急被ばく医療派遣チームと緊密な連携の<u>下</u>、被ばく管理を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第17節 文教対策</p> <p>(略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第18節 ボランティア等の受入</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 国民等からの義援物資、義援金の受入</p> <p>(1) 義援物資の受入 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入を希望するものおよび受入を希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を国の原子力災害対策本部等ならびに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入 義援金の使用については、県が義援金収集体と配分委員会を組織し、市町とも十分協議の上、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p> <p>第19節 地震応急対策</p> <p>第1 基本方針 地震が発生した場合、原子力事業所の異常の有無にかかわらず、その情報は非常に重要であることから、地震時における的確な情報伝達体制および活動体制について定める。</p> <p>第2 地震応急対策</p> <p>(1) 原子力事業者の措置 原子力事業者は、表1に掲げる規模の地震が発生した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県（原子力安全対策課）および関係市町に連絡するものとする。 なお、表1に掲げる規模以外の地震の場合でも、県または関係市町から要請があった場合には、同様の措置をとるものとする。</p> <p>(2) 県および関係市町の措置 県および関係市町は、上記(1)による連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に</p>	<p>第18節 ボランティア等の受入</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 国民等からの義援物資、義援金の受入</p> <p>(1) 義援物資の受入 被災した県は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、市町の受入を希望するものおよび受入を希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を国の原子力災害対策本部等および報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものと<u>されている</u>。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものと<u>されている</u>。</p> <p>(2) 義援金の受入 <u>県および市町は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。また、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。</u></p> <p>(削除)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案						
<p>対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。</p> <p>また、県は原子力事業者と連携し、万一に備え、緊急時モニタリング活動における警戒配備の準備を行うとともに、環境放射線モニタリング情報を関係市町に連絡するものとする。</p> <p>表 1（本節第 2 (1)関係） 連絡の必要な地震</p> <table border="1" data-bbox="261 596 1415 1192"> <thead> <tr> <th>原子力事業所名</th> <th>連絡の必要な地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 関西電力(株)美浜発電所</td> <td>敦賀市中央町 または 敦賀市松栄町 もしくは 美浜町郷市に設置している震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測したとき</td> </tr> <tr> <td>関西電力(株)大飯発電所 関西電力(株)高浜発電所</td> <td>高浜町宮崎 または おおい町本郷に設置している震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 4 章 原子力災害中長期対策</p> <p>第 1 節 基本方針 (略)</p> <p>第 2 節 現地事後対策連絡会議への職員派遣 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、県は、別に定める職員を派遣するものとする。</p>	原子力事業所名	連絡の必要な地震	日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 関西電力(株)美浜発電所	敦賀市中央町 または 敦賀市松栄町 もしくは 美浜町郷市に設置している震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測したとき	関西電力(株)大飯発電所 関西電力(株)高浜発電所	高浜町宮崎 または おおい町本郷に設置している震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測したとき	<p>第 4 章 原子力災害中長期対策</p> <p>第 1 節 基本方針 (略)</p> <p>第 2 節 現地事後対策連絡会議への職員派遣 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の<u>原子力災害現地対策本部</u>および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、関係市町、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が現地原子力防災センターで開催される場合、県は、別に定める職員を派遣するものとする。</p>
原子力事業所名	連絡の必要な地震						
日本原子力発電(株)敦賀発電所 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センター (独)日本原子力研究開発機構 高速増殖炉研究開発センター 関西電力(株)美浜発電所	敦賀市中央町 または 敦賀市松栄町 もしくは 美浜町郷市に設置している震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測したとき						
関西電力(株)大飯発電所 関西電力(株)高浜発電所	高浜町宮崎 または おおい町本郷に設置している震度計において、震度 5 強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、または、発電所にある地震計が震度 5 強相当の地震を観測したとき						

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>また、当該連絡会議に派遣された県職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力を行うものとする。</p>	<p>また、当該連絡会議に派遣された県職員は、関連情報の集約・整理および国が行う事務の協力を行うものとする。</p>
<p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p>	<p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p>
<p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 (略)</p>	<p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 (略)</p>
<p>第5節 各種制限措置の解除</p>	<p>第5節 各種制限措置の解除</p>
<p>第1 県の措置</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断および国の指導、助言または指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>	<p>第1 県の措置</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の専門家等の判断および国の指導、助言または指示に基づき、<u>緊急事態</u>応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>
<p>第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>	<p>第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、<u>関係省庁および原子力事業者等</u>と協力して、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</p>
<p>第7節 損害賠償請求等</p>	<p>第7節 損害賠償請求等</p>
<p>第1、第2 (略)</p>	<p>第1、第2 (略)</p>
<p>第3 諸記録の作成</p> <p>県は、関係市町と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、応急対策および復旧対策として措置した諸記録を作成するものとする。</p>	<p>第3 諸記録の作成</p> <p>県は、関係市町と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、<u>緊急事態</u>応急対策および<u>原子力災害中長期</u>対策として措置した諸記録を作成するものとする。</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第 8 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、国および関係市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 9 節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国および市町と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。</p> <p>第 1 0 節 住民相談体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 1 1 節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</p> <p>県は、国および関係市町と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付けまた必要枠の確保など適切な措置を講じるものとする。</p> <p>また、これらの資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付けおよび既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。</p> <p>なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第 1 2 節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第 8 節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、国および関係市町と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体および避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第 9 節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>県は、国および市町と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。</p> <p>第 1 0 節 住民相談体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 1 1 節 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援</p> <p>県は、国および関係市町と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して災害復旧高度化資金貸付、<u>小規模企業設備資金貸付</u>、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付けまた必要枠の確保など適切な措置を講じるものとする。</p> <p>また、これらの資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付けおよび既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し適切な指導を行うものとする。</p> <p>なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第 1 2 節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>(略)</p>

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第13節 物価の監視 (略)</p>	<p>第13節 物価の監視 (略)</p>
<p>第14節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p>	<p>第14節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p>